

## 地区委員会規程

### 第1条 地区委員会の方針及び事業計画における原則

1 委員会の運営は自主性が尊重されるが、地区の発展と委員の育成を図るために委員会の方針や事業計画立案・事業遂行において次の事項を順守するものとする。

#### (1) 事業計画

委員会の事業計画は下記方針を考慮する。

- ① 国際ロータリーの方針
- ② 国際ロータリー会長の方針
- ③ ガバナーの方針

#### (2) 地区研修委員会への出席・説明・確認

各委員会は、事業実施や費用の効率化、及び、会員の多数参加と対外広報の事前準備を図るため、予定した事業に着手する前に担当する部門員と連絡を取り、直近の地区研修委員会に事業説明のため出席し、適切な支援を求め、事業の危機管理対策の再確認を行う。

#### (3) 部門員への連絡と連携

各委員会は、地区研修委員会委員が兼任し、各部門間及び地区委員会全体の連絡調整を担当する「部門員」に対し、前項記載の目的のために委員会への出席要請を行う等、地区研修委員会との連携を行う。

部門員から要請されたときは地区研修委員会に委員長等が出席する。

#### (4) カウンセラーへの連絡と報告

各委員会は、各部門のカウンセラーに対し、委員会の主管する事業や委員会への出席要請を行い必要な指示や支援を受けるとともに、事業報告や議事録を提出する。

2 地区研修委員会、危機管理委員会、審議会対応委員会及びR L I委員会については、当該委員会規程が優先して適用されるが、書類の発信及び会計処理は本規程によるものとする。

### 第2条 委員の構成・任期及び補充等について

#### 1 委員の構成

委員会の委員の構成は、委員会運営に支障のない範囲で、委員会に一任する。

なお、委員の補充等は、委員長が地区カウンセラーないしはガバナー補佐と協議し、ガバナー補佐に対し書面をもって申し出る。

#### 2 委員の任期

地区委員の任期は就任時より原則5年とする。5年を経過した委員は5年目の年度末にて自動的に任期を終了する。但し、委員長及び副委員長は、就任時より改め

てその任期を算定する。

### 3 委員長の任期

委員長の任期は原則3年とし最長を5年とする。

### 4 副委員長

副委員長は次期委員長となる。委員長は就任時において副委員長を指名する。

### 5 例外等

- (1) 本条1項ないし3項にかかわらず、ロータリー財団はTRFの規程に、会員増強委員長はRIの推奨に、米山奨学委員会は米山記念奨学会の推奨にそれぞれ則るものとする。
- (2) 青少年交換及びインターアクト委員会においては、ロータリー年度と学校年度の違いがあることを考慮し、委員長の交代により学校年度事業等の引継ぎ等に支障がないよう配慮するものとする。

## 第3条 書類の発信

委員会から、地区外及び地区内クラブや会員に対し、会議の招集通知・資料蒐集等の書類を発送する際には、必ず、同書にガバナー名、地区カウンセラー名、地区委員長名を連記し、発送前にガバナー及びカウンセラーの承認を得て発送する。但し、地区委員宛に発送するときは、この限りではない。

## 第4条 金銭出納について

- 1 委員会は、会計担当者を任命する。委員長は会計担当者を兼任してはならない。
- 2 委員会が登録料などセミナー会場等で受領する現金は全て、現金収受明細一覧表を作成し、受領した現金は委員会の通帳に納入し、支払が必要な場合は同通帳から振込みの方法により支払う。
- 3 会計担当者は、年度終了後翌月の7月末までに、通帳のコピー及び用意できる全ての領収証等を添えて、当該年度地区会計長に提出する。
- 4 委員会が年度計画事業予算以上の大幅な支出を行う場合は、事前に地区カウンセラーの承諾及びガバナーの承認を得たうえで、地区会計長に報告を行う。
- 5 委員会が、事業等で委員会予算で処理できないような多額の支払又は年度前の先払を行う場合は、事前に地区カウンセラーの承諾及び地区ガバナーの承認を得る。
- 6 地区委員会が支払う交通費等は、委員会が、第2700地区交通費等規程を参考に委員会の実情に応じて委員会の交通費内規を決定・書面化し、年度開始前に地区事務所に提出する。但し、ロータリー財団、米山記念奨学委員会及び国際青少年交換委員会は各会計形態に従う。

本規程は2023年2月3日より発効し、同年7月1日より適用される。